

第8 税制の状況

- 1 平成30年度の税制改正の概要 139
- 2 平成30年度の県税の概要 144

平成30年度税制改正の概要

出典：財務省ホームページ「平成30年度税制改正の解説」より

	改 正 点
個 人 住 民 税	<p>(1)個人所得課税の見直し</p> <p>①基礎控除の引上げ及び通減・消失</p> <p>イ 給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました（給与所得控除・公的年金等控除の引下げについては、所得税における見直しが個人住民税に自動影響）。</p> <p>ロ 合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が通減・消失する仕組みを設けることとされました。</p> <p>②基礎控除が消失する合計所得金額2,500万円超の納税者には、調整控除を適用しないこととされました。</p> <p>③総所得金額等・合計所得金額により所得要件を設けている所得控除・非課税措置に係る所得要件（同一生計配偶者、扶養親族、配偶者特別控除に係る配偶者など）について、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、10万円引き上げることとされました。</p> <p>(2)年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し</p> <p>①公的年金等支払報告書の様式の見直しを行い、源泉控除対象配偶者の有無等及び所得の見積額を記載することとされました。</p> <p>②上記①の見直しに伴い、配偶者が源泉控除対象配偶者である場合の配偶者特別控除について、住民税の申告書を提出せずとも適用を受けられることとされました。</p> <p>(3)居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の特例措置について、その適用期限を平成31年12月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(4)特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の特例措置について、その適用期限を平成31年12月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(5)給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出について、eLTAX又は光ディスク等による電子提出を義務付ける基準を見直すこととされました。</p>
地 方 法 人 課 税	<p>(1)ガス中小事業者のガスの製造及び小売に係る事業に対する法人事業税の課税方式について、外形標準課税（付加価値割・資本割）及び所得割による課税方式（改正前：収入金額課税）に変更することとされました。</p> <p>(2)電気事業者が日本卸電力取引所において自ら販売した電力を自ら買い戻す場合（自己約定）には、法人事業税収入割の課税標準からその買戻しに係る支払金額を控除することとされました。</p> <p>(3)一般送配電事業者が託送料金の一部として回収する賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、法人事業税収入割の課税標準から控除することとされました。</p> <p>(4)特定法人（事業年度開始の時ににおける資本金の額が1億円を超える法人など）</p>

	改正点
地方法人課税	<p>である内国法人に対し、納税申告書及び添付書類を電子申告により道府県知事・市町村長に提供しなければならないこととされました。</p> <p>(5)外形標準課税対象法人又は収入金額課税法人が、法人税の電子申告の際に貸借対照表及び損益計算書を添付した場合には、法人事業税の申告においても、これらの書類の添付があったものとみなすこととされました。</p> <p>(6)国際課税における見直し（恒久的施設、外国子会社合算税制等）</p> <p>①恒久的施設の範囲について、国税と同様、租税回避を防止するための見直しを行うこととされました。</p> <p>②外国子会社合算税制等の見直しに伴い、法人税及び地方法人税から控除しきれなかった金額を法人住民税法人税割から控除する制度を創設することとされました。</p> <p>(7)国税の改正に伴うもの（租税特別措置）</p> <p>①法人事業税付加価値割の所得拡大促進税制について、国税の賃上げ及び投資の促進に係る税制の創設（所得拡大促進税制の改組）を踏まえ、同様に要件の見直しを行うとともに、法人住民税の課税標準となる法人税額を算出するにあたり適用することとされている租税特別措置法の税額控除の範囲に同税制を追加することとされました。</p> <p>②国税の中小企業者等における所得拡大促進税制の改組に伴い、法人住民税の課税標準となる法人税額を算出するにあたり適用することとされている租税特別措置法の税額控除の範囲に同税制を追加することとされました。</p> <p>③国税における情報連携投資促進税制の創設に伴い、法人住民税の課税標準となる法人税額を算出するにあたり適用することとされている租税特別措置法の税額控除の範囲に同税制を追加することとされました。</p> <p>④国税における雇用促進税制の廃止及び地方拠点強化税制の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うこととされました。</p> <p>(8)納税環境整備</p> <p>①法人事業税及び地方法人特別税の申告における法人の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止することとされました。</p> <p>②国税における利子税の計算期間の見直しに伴い、法人住民税・法人事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金のうち、増額更正及び修正申告に係るものの計算期間について、国税と同様の見直しを行うこととされました。</p>
地方消費税	<p>地方消費税の清算基準について、社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、次のとおり見直しを行うこととされました。</p> <p>①小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものが除外されました。</p> <p>②統計カバー率が50%（改正前：75%）に変更されました。</p> <p>③統計カバー外（50%）の代替指標が人口とされました。</p>

	改正点
自動車取得税	<p>(1)先進安全技術を搭載したバス・トラックに係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、その特例措置の対象車両に車両総重量が12 t 以下のバス等及び車両総重量が3.5 t 超22 t 以下のトラックを加えるとともに、車両安定性制御装置（EVSC）、衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）及び車線逸脱警報装置（LDWS）の3装置のうちいずれか2装置以上を搭載した自動車を取得した場合は、取得価格から525万円控除した額を課税標準とすることとされました。</p> <p>(2)取得価格50万円以下の自動車に係る自動車取得税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成31年9月30日まで1年6月延長することとされました。</p>
軽油引取税	<p>(1)以下の軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました。</p> <p>①船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>②自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り</p> <p>③鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り</p> <p>④農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>⑤木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り</p> <p>(2)船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が重要影響事態安全確保法等に基づき行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例措置、及び同者が物品役務相互提供協定（ACSA）に基づき締約国軍隊の船舶の動力源に供するために行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました。</p>
不動産取得税	<p>(1)住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置及び宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました。</p> <p>(2)税負担軽減措置の創設</p> <p>①中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受けた不動産に係る特例措置を創設することとされました。</p> <p>②低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得した不動産に係る特例措置を創設することとされました。</p> <p>(3)税負担軽減措置等の拡充</p> <p>①個人が取得後に耐震改修を行った耐震基準不適合既存住宅の敷地について、税額から、「当該住宅の床面積の2倍相当の税額」と「150万円×税率」の</p>

	改 正 点
不 動 産 取 得 税	<p>いずれか多い額を減額することとされました。</p> <p>②買取再販売事業者（宅地建物取引業者）が取得する一定の中古住宅の敷地について、税額から、「当該住宅の床面積の2倍相当の税額」と「150万円×税率」のいずれか多い額を減額することとされました。</p> <p>③贈与税の納税猶予の適用対象農地に係る不動産取得税の徴収猶予に関する特例措置について、特例の対象となる農地等の範囲を拡充することとされました。</p> <p>(4)税負担軽減措置等の延長</p> <p>①マンション建替事業等により取得される要除却認定マンション等に係る非課税措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>②新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から1年（本則6月）を経過した日とする特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>③新築住宅特例が適用される住宅用土地に係る税額の軽減措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>④高規格堤防の整備に係る事業の用に供された土地の上に取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑤新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑥中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(4)税負担軽減措置等の廃止</p> <p>①独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う被災事業者用の仮施設整備事業に係る非課税措置について、廃止することとされました。</p> <p>②東日本大震災による被災鉄道施設に代わるものとして復興まちづくり計画に従って鉄道路線が移設等される際に取得される鉄道用地に係る課税標準の特例措置について、廃止することとされました。</p>
地 方 の た ば こ 税	<p>(1)地方のたばこ税（道府県たばこ税及び市町村たばこ税）について、国と地方のたばこ税の配分比率1：1を維持した上で、平成30年10月1日から3段階で1本当たり0.5円ずつ計1.5円（国・地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円）引き上げることとされました。</p> <p>(2)加熱式たばこについて、地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設し、製品特性を踏まえた課税方式への見直しを行うこととされました。</p>

	改 正 点
地方のたばこ税	(3)地方のたばこ税率の引上げに伴う経過措置として、手持品課税を実施することとされました。
納税環境整備等	(1)共通電子納税システム（共同収納）を導入することとされました。 (2)eLTAXの安全かつ安定的な運用のための必要な措置を講ずることとされました。

2 平成30年度の県税の概要

税 目		納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
個人 の 県 民 税	均 等 割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………2,000円	給与所得者(特別徴収)は毎月(給与から差し引かれる)65才以上の年金受給者(特別徴収)は偶数月の年6回(年金から差し引かれる)その他の人(普通徴収)は6月・8月・10月・1月(市町村民税と同時に納める)
	水と緑の森づくり税			うち、水と緑の森づくり税分 500円	
	所 得 割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法 人 の 県 民 税	均 等 割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年 額 ……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年 額 ……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	年 額 ……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円			
	法 人 税 割	県内に事務所・事業所を有する法人(H26年10月1日以後開始する事業年度)	法人税額(国税)	4.0% (資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は3.2%)	
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額		5%	翌月の10日(毎月)
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額		5%	翌月の10日(毎月)
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額		5%	翌年の1月10日
個人 の 事 業 税		次の事業を行っている個人 第1種事業(物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など) 第2種事業(畜産業・水産業など) 第3種事業(医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など)	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% (ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%)	第1期 8月31日 第2期 11月30日 (ただし、税額10,000円以下 の場合は第1期に全額納付)
※1 法 人 の 事 業 税		県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人 (外形対象法人は平成28年4月1日以降開始する事業年度 その他の法人はH26年10月1日以後開始する事業年度)	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社・貿易保険会社は収入金額	0.9%	法人の県民税と同じ
			外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	(所得割) 400万円以下の額 … 0.3% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 0.5% 800万円を超える額… 0.7% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 0.7% (付加価値割) 1.2% (資本割) 0.5%	
			普通法人は額	400万円以下の額 … 3.4% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 5.1% 800万円を超える額… 6.7% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 6.7%	
			特別法人は額	400万円以下の額 ……3.4% 400万円を超える額…4.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……4.6%	

税 目	納 税 義 務 者		課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額 (国税)	63 分の 17	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者		不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は 4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等		売渡本数	1,000本につき 860円 (旧 3 級品は 1,000本につき 551円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者		ゴルフ場の利用	1 人 1 日につき 400 円～ 800 円	翌月の 15 日 (毎月)
※ 2 自動車税	自動車の所有者	乗用車	営業用 自家用	7,500 円～ 40,700 円 29,500 円～ 111,000 円	5 月 31 日
		貨客乗用車	営業用 自家用	10,200 円～ 21,300 円 13,200 円～ 28,500 円	
		バス	営業用 一般乗合用 その他	12,000 円～ 29,000 円 26,500 円～ 64,000 円 33,000 円～ 83,000 円	
			自家用		
		トラック	営業用 積載量 8 トン以下	6,500 円～ 29,500 円	
積載量 8 トンを超えるもの	8 トンを超える 1 トンまでごとに 29,500 円に 4,700 円を加算				
	自家用 積載量 8 トン以下	8,000 円～ 40,500 円			
		積載量 8 トンを超えるもの	8 トンを超える 1 トンまでごとに 40,500 円に 6,300 円を加算		
鉱 区 税	県内に鉱業権をもっている者		鉱区の面積	100 アールごとに 200 円又は 400 円	5 月 31 日
※ 3 狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの	16,500 円	狩猟者の登録を受ける日	
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	11,000 円		
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの	8,200 円		
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	5,500 円		
		第二種銃猟免許	5,500 円		
※ 4 自動車取得税	自動車の取得者		自動車の価額	自家用自動車 (軽自動車を除く) 3% その他 2%	自動車の登録をするとき
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者		引取数量	1 キロリットルにつき 32,100 円	翌月の末日 (毎月)
核 燃 料 税	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	8.5%	核燃料挿入日から 2 月後の月の末日	
		発電用原子炉の熱出力	1 課税期間 (3 ヶ月)につき、千 kw あたり 41,100 円※ 5		各課税期間の末日の翌日から 2 月以内
産 業 廃 棄 物 減 量 税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者		最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	1 トン当たり 1,000 円	4・7・10・1 月末日

※ 1 平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、地方法人特別税 (国税) が課されます。

※ 2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費

146 税制の状況

基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約50%又は約25%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、一部を除き、本来の税額に約10%加算（バス及びトラック等については、約10%加算）

※3 平成31年3月31日までの間に限り次の措置を講じる。

①対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録・・・非課税

②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録・・・非課税

③有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録・・・2分の1軽減

※狩猟者登録を申請した日前1年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者

※4 一定の要件を満たす低燃費車・低公害車については、軽減。

※5 廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉については63,000円

